(五)　預貯金等による管理

(1)　第三種資金移動業を営む資金移動業者は、預貯金等管理割合等を記載した届出書を提出したときは、履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとし、未達債務の額に預貯金等管理割合を乗じて得た額以上の額に相当する額の金銭を預貯金等により管理しなければならないこととした。（第四五条の二第一項関係）

(2)　預貯金等管理割合等を記載した届出書を提出した第三種資金移動業を営む資金移動業者は、預貯金等による管理の状況及び財務に関する書類について、公認会計士等の監査を受けなければならないこととした。（第四五条の二第二項及び第五三条第三項関係）

(六)　為替取引に関し負担する債務の制限等

(1)　資金移動業者は、利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられることがないと認められるものを保有しないための措置を講じなければならないこととした。（第五一条関係）

(2)　第一種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、移動する資金の額等が明らかでない為替取引に関する債務を負担してはならず、資金の移動に関する事務を処理するために必要な期間等を超えて為替取引に関する債務を負担してはならないこととした。（第五一条の二関係）

(3)　第三種資金移動業を営む資金移動業者は、各利用者に対し、一定の額を超える額の為替取引に関する債務を負担してはならないこととした。（第五一条の三関係）

(七)　登録の取消し等

登録の取消し等の事由に、不正の手段により変更登録を受けたとき、認可を受けた業務実施計画によらないで第一種資金移動業を営んだとき等を追加することとした。（第五六条関係）

六　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公益通報者保護法の一部を改正する法律（法律第五一号）（消費者庁）

1　総則

(一)　公益通報者の範囲に、労働者であった者、派遣労働者であった者及び役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）を追加することとした。（第二条第一項関係）

(二)　通報対象事実の範囲に、公益通報者保護法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する過料の理由とされている事実を追加することとした。（第二条第三項関係）

2　公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等

(一)　第三条第二号の規定において、公益通報者の解雇を無効とする場合に、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を提出する場合を追加することとした。（第三条第二号関係）

(1)　公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2)　当該通報対象事実の内容

(3)　当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(4)　当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

(二)　第三条第三号の規定において、公益通報者の解雇を無効とする場合に、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当する場合を追加することとした。（第三条第三号関係）

(1)　第三条第一号に定める公益通報をすれば、役務提供先が、当該公益通報者について知り得た事項を、当該公益通報者を特定させるものであることを知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由がある場合

(2)　個人（事業を行う場合におけるものを除く。以下同じ。）の財産に対する損害（回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であって、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。）が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

(三)　役員である公益通報者は、第六条各号に掲げる場合においてそれぞれ同条各号に定める公益通報をしたことを理由として事業者から解任された場合には、当該事業者に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができることとした。（第六条関係）

(四)　事業者は、公益通報によって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して、賠償を請求することができないこととした。（第七条関係）

3　事業者がとるべき措置等

(一)　事業者がとるべき措置（第一一条関係）

(1)　事業者は、公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）を定めなければならないこととした。

(2)　事業者は、(1)に定めるもののほか、公益通報者の保護を図るとともに、公益通報の内容の活用により国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図るため、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないこととした。

(3)　常時使用する労働者の数が三〇〇人以下の事業者については、(1)及び(2)は努力義務とすることとした。

(4)　内閣総理大臣は、事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとした。

(5)　内閣総理大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならないこととした。

(二)　公益通報対応業務従事者の義務

公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないこととした。（第一二条関係）

(三)　行政機関がとるべき措置

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとらなければならないこととした。（第一三条関係）

4　雑則

(一)　報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

内閣総理大臣は、3の(一)の(1)及び(2)の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとした。（第一五条関係）

(二)　公表

内閣総理大臣は、3の(一)の(1)及び(2)の規定に違反している事業者に対し、(一)の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一六条関係）

(三)　関係行政機関への照会等

内閣総理大臣は、公益通報者保護法の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができることとした。（第一七条関係）